上尾市議会議長 田中 一崇 様

議会運営委員会委員長 新道 龍一議会改革特別委員会委員長 原田 嘉明

議会運営委員会及び議会改革特別委員会の行政視察を行ったところ、その概要は下 記のとおりでありますので、報告いたします。

記

- 1 日 時 令和6年11月12日(火)~11月13日(水)
- 2 視察地 愛知県尾張旭市 愛知県岩倉市
- 3 視察内容 ・愛知県尾張旭市
 - ①意見交換会
 - ②議会報告会
 - ③議員間討議
 - ④議会基本条例の検証
 - ・愛知県岩倉市
 - ①議会サポーター制度
 - ②意見交換会
 - ③議会報告会
 - ④議会基本条例の検証 SNS の活用について
- 4 参加議員 新道 龍一、井上 智則、原田 嘉明、小高 進、轟 信一、大室 尚、 樋口 敦、荒川 昌佑、新藤 孝子、海老原 直矢、黒須 喜美雄、 小池 佑弥、田島 純、篠原 文子、稲村 久美子、矢口 豊人、 平田 通子、田中 一崇、井上 茂
- 5 随 行 議会事務局長 松澤 義章 議事調査課長 中澤 真治 議事調査課副主幹 小林 克哉

愛知県尾張旭市議会

- 1 調査項目 議会運営及び議会活性化の取り組みについて
- 2 調査期日 令和6年11月12日(火)午後2時~3時30分
- 3 市の概要(令和6年9月30日現在)

人口 83,751 人、行政面積 21.03 km 令和6年度一般会計当初予算額28,440,000千円

4 調査の目的

尾張旭市議会においては、議会及び議員の活動について理解を深めること及び市 民の様々な意見を参考にし、政策提案機能の強化を図り、市政に活かすため、意見 交換会を開催するほか、議会報告会も行っている。これらの取組みは、今年度設置 された議会改革特別委員会の協議事項にも合致するものである。

また、議会基本条例について、4年ごとに議会運営委員会において評価及び検証を行っている。上尾市議会においても昨年度、議会基本条例を制定しており、今後、評価、検証を行う際には参考となるものである。

よって、本市議会における議会活性化及び課題解決を図るため、尾張旭市議会を 視察、先進的な取組を調査するものである

5 調査内容

(1) 議会基本条例

- ① **制定の経緯** 条例制定の検討をスタートした当時は、全国の市議会の5割以上 が議会基本条例を制定している状況であり、尾張旭市議会においても制定をす る必要があると考え、検討を開始した。
 - ⇒市民に開かれた議会を目指すとともに、議会の公平性、透明性を確保し、市民参加を明示するため、『尾張旭市議会基本条例』を平成31年1月1日に制定した。
- ② **検討の流れ** 検討会を立ち上げ、平成29年6月から平成30年8月までの間、計14回会議を開催し、内容について検討し、報告書を取りまとめた。 検討事項
 - ・尾張旭市議会基本条例の策定について
 - ・尾張旭市議会基本条例(逐条解説)の策定について
 - ・パブリックコメントの実施及び公表等について
- ③ **議会基本条例の見直し** 条例第25条では、「一般選挙を経た任期開始後、速 やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討す るものとする」と規定している。

本規定に基づき、令和5年度に、議会基本条例制定後、初めて検証を行った。 基本条例の条文ごとに評価・検証を行うこととし、基本条例評価シートを作成した。 評価シートに基づき、AからDまでの4段階で評価及び今後の改正の必要性について検討を行った。

- ④ 議会運営委員会における検討スケジュール(計10回開催)
 - ・令和5年6月~8月 検証方法について 各会派にて協議、評価シートを作成 各会派提出の評価シートのとりまとめ

9月~11月 評価シートのとりまとめ 評価シートの公表方法

11月 評価シートの公表

・令和6年1月~3月 議会基本条例見直しについて協議

3月 議会基本条例改正

⑤ **今後の課題** 今回の見直しに当たり、各会派で評価シートを作成したが、評価 基準や考え方について、議員間、会派間で共通認識ができていなかったため、 とりまとめに非常に苦労した。

次回見直しに当たっては、評価・検証に入る前に、評価基準や考え方を議員間、会派間で認識を共有する必要があると考えている。

- (2)議員間討議
- ① **導入の経緯・検討方法** 議会を活性化するには、「議論する議会」が必要との観点から、導入に向けた議論がスタートした。

平成26年度に、議会のあり方や課題などについて研究し、改善策・解決策を協議・検討する「議会のあり方検討会」を設置し、検討を行った。

- ② **検討会での検討** 全6回の会議で、議員間討議について検討を行った。認識の 共有を図るため、①議員間討議の目的・役割、②議員間討議と討論の区別、③ 討議を行う場及び対象、を中心に協議を行った。
- ③ 議員間討議の目的・役割、議員間討議と討論の区別 他の委員と意見を交わす ことで、議論を明確にし、議論を深めることを目的とする。

(討議)は、論点を整理しながら互いの意見を交わして論じ合うこと。

(討論)は、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。

- ④ 議員間討議を行う場及び対象
 - (場) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会で行う。

(対象)付託された議案、請願及び陳情並びに所管事務調査を対象とする。

⑤ 議員間討議の実施方法

(1)議案(議員提出議案含む)⇒質疑終了後、採決の前に委員長発議により実施。

(2)請願・陳情 ⇒採決の前に委員長発議により実施。

(3)所管事務調査 ⇒委員長発議により実施。

⑤ **実績・効果** 令和6年3月定例会(予算決算特別委員会、予算決算特別委員会 福祉文教分科会)や令和5年12月の議会運営委員会で実績あり。 効果の有無を明確にすることは難しいが、議員間の自由な討議が行える場があるということが重要であると考える。

- (3) 議会報告会・意見交換会
- ① **議会報告会の目的** 市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。(議会基本条例)
- ② 議会報告会の開催・運営 議長が開催するかを各派代表者会に諮り決定/内容や役割分担などの運営については、議会報告会実行委員会(6名で構成)の中で協議/準備や当日の運営は、基本的に議員が行う。事務局職員は現場に行くが、様子を見ているのみ。内容は各委員会で決定するが、ほぼ委員長1人でやっている場合が多い。委員長に負担が集中していることが課題/報告会は全議員が参加

③ 議会報告会の実績(9回開催)

開催日時テーマ・内容参加者数・平成24年 8月議会のしくみと紹介127名・平成26年 11月公共施設の再編について42名・平成29年 4月予算について46名・令和 6年 4月議会基本条例の検証について等30名

- ④ **意見交換会の目的** 議会及び議員の活動について理解を深める/市民の様々な意見を参考にし、政策提案機能の強化を図り、市政に活かす。
- ⑤ **意見交換会の対象・申し込み方法** 対象は、市内で活動する団体又は自治体等 /開催希望日の3か月前までに、申込書を議長に提出。
- ⑥ **意見交換会の当日の運営** 事前の申込者との調整は事務局が行うが、会場の準備や進行など、当日の運営は議員が行う。議員限定で YouTube への配信を行っている。
- ⑦ **意見交換会導入の経緯** 平成28年、当時の議長が市内にある団体と意見交換 する機会をつくりたいとの意向により、試行的に開催。

試行の結果、市議会として大変有意義な取組であったことから、実施要綱を制 定したうえで、本格実施することとした。

- ⑧ 意見交換会参加者の感想 (令和5年度のアンケート結果)
 - ・学童クラブ連絡会 ⇒ 全員が 「満足」
 - ・文化協会 ⇒ 約半数が「不満」(11人中6人)
 - ・議員を身近に感じた。
 - ・もう少し話し合う時間がほしい。
 - ・一部の方の意見に時間がかかってしまっていた。
 - ・もっと具体的な話がしたかった。

9 課題

- (1)議会報告会 テーマの設定、市民に伝えたいことと市民が知りたいことが必ずしも一致していない。市民にとって興味のある、わかりやすいテーマとする必要がある。/開催頻度、参加できる機会を増やすことを検討する必要がある。
- (2)意見交換会 参加者が多い場合、全員の意見を聴くことが難しい。1回当たりの参加人数を絞るなどの対応検討が必要。/課題解決までの議論ができていない。結論まで導くことができていない。
- (3)共通 より多くの方に参加してもらえるよう周知方法を検討する必要がある。/市民などからいただいた意見の取扱いをどのようにするのか、整理する必要がある。

6 主な質疑応答

- 問 議会基本条例の検証結果を踏まえ、取り組んだことは。
- 答 開かれた議会運営ということで、今年度6月から、YouTube を活用し、常任委員会のライブ配信を開始した。

また、市議会だよりにおける魅力ある紙面づくりということで、現在、議会広報委員会において見直しを進めている。来年度から大幅なリニューアルをする予定である。

問 議会報告会の開催スケジュールは。また、どのような方が参加しているのか。 答 いつ開催するかは決まっていない。その時の実行委員会の中で開催時期を決定 している。今年度は実施するまでに7回、実行委員会を開催した。

当日は、9時に議員全員が集合、事前準備、役割の確認をし、10時から各委員会の報告を30分、10時30分から3常任委員会に分かれ、1時間程度意見

交換会を行った。会場のセッテイングやシミュレーションは前日に議員が全員参加し行っている。

議員報告会の参加者の募集は、ポスター、市議会だより、ホームページのほか、 議員が個々にチラシを配布している。議員が声をかけた方の参加が多いかなと感 じている。参加者が固定化されている部分はあると思う。

- 問 意見交換会の開催スケジュールは。
- 答 市内で活動する団体からの申込があって開催するものであり、開催時期は決まっていない。事前にいただいた質問に対しては委員長が回答するほか、特に前もって準備することはない。
- 問 意見交換会の参加者の募集はどのように行っているか。
- 答 団体からの申込を市のホームページや議会だよりを通じて案内をしている。
- 問 意見交換会開催に当たり、指揮をとっているのは事務局か、議員か。
- 答 申し込みの受け付けと会場の調整は事務局が行う。それ以外は所管議員が行っている。意見交換会の会場内には職員は入っていない。
- 問 課題と感じていることはあるか。
- 答 団体が固定化されているというより、あまり新規の申込がないことが課題と考える。
- 問 議会報告会の中で意見交換会をやるということだが、その中で執行部でないと 答えられないというよう意見が出た場合に、執行部にフィードバックをしている か。またそれを受けて市民に返しているのか。市長はタウンミーティングなどを やっているか。
- 答 執行部ではないと答えられない質問については、職員が意見交換会の場に入っていないのでわからないが、報告書の中には執行部でないと答えられないような質問はなかったと把握している。議員ができる限り対応しているものと考える。また、意見交換会での意見については執行部には伝えていない。今後の課題かなと考えている。市長部局のタウンミーティングは行っていない。
- 問 議会基本条例の見直しについて、C、Dの評価をした項目について、その後の 取扱いをどのようにしているのか。
- 答 C評価のものを改善していこうというところまではできていない。ひとつDがあるが、政務活動費の不正受給があって評価が低かったという状況である。
- 問 議会報告会、意見交換会について、大変だからあまりやりたくないという、消極的な意見は議会の中でなかったのか。
- 答 各会派代表者会議には諮るが、全議員が開催するべきものという認識でいる。

議会基本条例の中で、議会報告会という項目を設けている。1年に1回はやらなくてはいけないという認識でいる。

- 問 意見交換会の議員と市民の人数割合は、どれくらいだとちょうどよいか。
- 答 意見交換会は委員会を中心にやっているので、参加議員は7人程度、相手方 も同じくらいの人数がちょうどよいのではないかと思う。10人以上の参加で 時間が足りなかったケースがある。

(尾張旭市)





視察研修 (議会運営及び議会活性化の取り組みについて)



尾張旭市議場

愛知県岩倉市議会

- 1 調査項目 議会運営及び議会活性化の取り組みについて
- 2 調査期日 令和6年11月13日(水)午前10時~11時30分
- 3 市の概要(令和6年10月1日現在)

人口 47,686 人、行政面積 10.47 km 令和6年度一般会計当初予算額 17,650,000 千円

4 調査の目的

岩倉市議会においては、平成23年3月定例会において、「岩倉市議会基本条例」が原案可決され、同年5月からは、議員全員で構成する議会改革特別委員会において、この基本条例に基づく自主的な改革を進め、議会が担うべき様々な機能の充実に努めている。

主な取組として、「岩倉市議会サポーター」は、議会運営に関する要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、議会の民主的な運営を推進している。「意見交換会」は、各種団体等から現状及び課題を聴取し、その意見及び要望を議会活動等に反映するために実施しており、「議会報告会」は、市議会として市議会での審議の結果等を市民に対して報告するとともに市政全般にわたる市民の意見を把握するために実施している。

また、議会基本条例第26条の「条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証する」という規定により、検証を実施しているものである。

これらの取組を調査することは、上尾市議会の活性化を図るため、また、議会改革特別委員会の協議事項を協議する上でも参考となるため、岩倉市議会を視察するものである。

5 調査内容

(1) 議会サポーター制度

平成 30 年度に「岩倉市議会サポーター」を設置し、議会運営に関する要望、 提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、議会の民主的な運営を推 進している。

現在、サポーターの任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、再任を可としています。募集は無作為抽出及び公募による方法。

サポーターの現在の主な活動として、定例会の翌月に開催するサポーターと議員との意見交換会に出席いただいている。そこで、傍聴、録画配信、市議会だよ

りなどを通して見た議会活動について意見をいただくほか、フリートークを行っている。

また、「サポーターの声」という制度により、議会に対する率直な意見や感想を 随時受け付けています。提出したサポーターが「サポーターの声」に対して回答 を求めることもできる。

「サポーターの声」は定例会ごとに区切り、回答が求められている意見については回答を作成し、意見交換会の場でサポーター全体に提示しています。その後、ホームページ上で公表している。

(2) 意見交換会(各種団体、若者、議会サポーター)

意見交換会と議会報告会を合わせてふれあいトークと呼んでいる。各種団体等から現状及び課題を聴取し、その意見及び要望を議会活動等に反映するために実施する。

意見交換会の時期及び内容は、議会基本条例推進協議会に諮り、決定する。

·(3) 議会報告会

市議会として市議会での審議の結果等を市民に対して報告するとともに市政全般にわたる市民の意見を把握するために実施する。

議会報告会の開催回数は、年2回程度。10月に決算、2月に予算について行っている。

・(4) 議会基本条例の検証

基本条例第 26 条の「条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証する」という規定により、検証を実施している。昨年度は 3 月議会が終わった後、全議員で 3 日間かけ検証シートを用意し実施した。次の年に課題の大きなものを 3 つのテーマについて、議会基本条例推進協議会を 3 グループで 1 年間取り組んでいく。

6 主な質疑応答

(1) 議会サポーター制度

問 任期中の交代はあるか。

答 任期中の交代はないが、引っ越しなどどうしても都合の悪くなってしまい辞退 された方はいた。

- 問 サポーターから出た提言や要望はどのようなものがあったか、また提言や要望 はその後どのように扱われるのか。
- 答 毎月 20 日頃に全員協議会があるが、その日の午後に議会基本条例推進協議会 を毎月行っている。その際に、いただいた意見を全員で共有し、一般質問や委員 会などで執行部に質問させていただいたりしている。
- 問 サポーターの任期を1年としていることについて。
- 答 多くの方に議会への関心を持っていただきたいため、入れ替わって、多くの方にやっていただきたいという面がある。
- 問 謝礼を3千円としている理由。
- 答 市の方もいろいろなモニターに3千円を出しているというのもあって、3千円にした。
- 問 サポーターの方から個人的な攻撃はあるか。
- 答 個人的な攻撃はない。議会サポーターは議会の応援団だと思っていただきたい。厳し い言葉も議会に対する応援と思っている。
- 問 一度も意見を提出しない人についての取り扱い。
- 答 提出しなくても意見交換会の時に意見を言ってくれればいいという形になっている。 仮に提出もしない、会議にも出ない人がいたとしても、次に意見を言うかも知れない 可能性がある以上は問題ないと考える。
- 問サポーター同士がもめることはあるか。また、あった場合の対応。
- 答 基本的にもめることはない。サポーター同士が知り合いになっている。
- 問 無作為で500名を抽出しているが、実際に応募される方は何名を想定しているか。
- 答 議員が15人なので、理想は30人。
- (2) 意見交換会・議会報告会について
- 問 意見交換会で出された意見について、どのように消化されていくのか。
- 答 それぞれの委員会で審議したり代表質問でやったり、一般質問で取り上げたり、様々な対応をして、見えるようにする努力はしている。3月議会前の新年度予算に関していただいた意見は、財務常任委員会の委員長が必ず市民の方からいただいたご意見ということで質問する。賛否は別である。
- 問 外国人ママとのおだんごトークやおむすびトークはどのように集めているのか。
- 答 せいじ〜るという市民団体がある。生活経済政策という雑誌がある今月号で「若者や子育て世代、外国籍市民と地方議会をつなげる」というタイトルで特集を組んでいる。この記事を書いてくれているのが、せいじ〜るの代表で地域問題研究所事業部主席研究員の方である。この団体が中心となって、外国籍ママとのおだんごトークや議

会見学ランチツアー、岩倉市議会議員選挙公開討論会、若者と市議会議員の意見交換会などを企画してくれている。

- 問 各団体との意見交換会において、相手の団体をピックアップするのは、どのようにやっているのか。
- 答 農業委員会とやった時には、ブランド野菜について、どのようにするのかについて農業委員から聞きたいということでやった。商工会とは、インボイス制度が導入されるときに商工会の意見が聞きたいということでやった。このように目的を持ってやったこともあるし、商工会や農業委員会の方から議会と意見交換したいということでやったこともある。テーマを決めてやった方が良いかなと判断している。
- 問 各団体との意見交換会の内容は公開か。
- 答 要旨を市議会 HP で公開している。
- 問 議会報告会には全議員が参加とのことだが、議員間で意見の相違はないのか。
- 答 ある議員が発言したことについて、別の議員が違う意見を持っていると発言した場面 もある。

最初に個人的な意見ですが、と前置きしたうえで、できるだけ議員に自由な発言をしていただいている。

- 問 予算に関する意見交換をする際に、市民の方もそれが見られる状態になっているの か。
- 答 プレスリリースされた内容に沿って、事前審査にならないように新規事業6つ程度に しぼって行っている。実際には、プレスリリースから議会開会までの間の土日は1回し かない。その日に実施する旨、事前告知をしているので、議員も非常にタイトな中で行 っている。

市民の方が興味を持つような新規事業を選定している。それを常任委員会の正副委員長が選んでいる。

- 問 意見交換会は、商工会などの団体を対象に絞ったものであり、議会報告会はそれに 市民が加わるというイメージか。
- 答 年2回(決算と予算)を議会報告会と特定しており、それ以外は意見交換会、そして両 方を併せてふれあいトークと呼んでいる。
- 問 意見交換会のオンラインはどのように行っているのか。
- 答 正副議長の応接室でカメラと PC を用意してスタートする。そこに議員が自宅から、 サポーターも自宅から入ってもらう。そして、議長の方でコントロールしながら、手を挙 げてもらったりしながら、1時間ぐらい行っている。対面に来られない人のためのサー ビスであり、水曜日の夜、7時ぐらいからやっている。会議録も作るし、良い意見が出

れば反映させていく。

(3)議会基本条例の検証について

- 問 検証を進めていく上で、尾張旭市では議員ごとに基準が違うことが課題であるとのことであった。御市での進めていくうえでの基準は別途定めてからスタートするのか、それとも話し合いの中で調整をしていくのか。
- 答 基本的には、話し合いの中でみんなで合意する。検証をしている。検証とは、今年度何が出来たのか、出来なかったのかを振り返る機会。課題として何が残っているのか、 みんなで知るということが大事。

テーブルに載せる際には、議員がそれぞれの基準でやればよく、そこで統一する必要はない。その後、話し合いの中で意見を統一するということで、最初にテーブルに載せる段階では、基準はむしろ多様であってよいと考える。

問 事務局側の資料の準備は。

答 シートの作り方は、正副委員長と事務局で、まずやれたことを書き出す。普段 から忘れないようにメモを付けながらやっている。

問 参加者集めについて。

答 回覧や新聞、掲示板など、最初のうちはあらゆることをやった。やらなければ 人は集まらない。また、最初のうちは、議員が声をかけるのは駄目だとしていた。 声かけするとそういう意見に偏るから、本当に純粋な市民の方を集めるという努 力をコロナ禍前まで全力でやっていた。

できるだけ団体の方が申し込みやすいような環境を作るのが大事。

- 問 予算の議会報告会における意見によって事業が見直された例はあるか。
- 答 市民からいただいた意見を当局に質問することが大切であると考えている。2 月に質問しても予算編成されてしまっているので、そこで採用されることは難し い。来年の予算編成の時に少しでも反応してくれれば良いと考えている。

(岩倉市)





視察研修 (議会運営及び議会活性化の取り組みについて)



岩倉市議場